

金 山 同 窓 会 会 則

第1条 本会は金山同窓会と称する。

第2条 本会は事務局を群馬県立太田高等学校に置く。

第3条 本会は会員相互の親睦をはかり、母校の教育振興と地域社会の文化発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は県内県外の各地区にそれぞれ支部を置くことができる。

第5条 本会は下記の会員をもって組織する。

1. 正会員 群馬県立太田中学校、同高等学校を卒業した者

2. 準会員 母校に在学する者及び在学した者

3. 特別会員 母校に在職する教職員

4. 名誉会員 歴代校長

第6条 本会には下記の役員を置く。

1. 名誉顧問 (会長が必要と認めたときに置くことができる)

2. 名誉会長 1名 (前会長がその任にあたる)

3. 名誉副会長 若干名 (同窓国会議員・県議並びに同窓首長がその任にあたる)

4. 相談役 若干名 (元同窓会長・同窓の本校校長経験者並びに本会に功労のあつた者とする)

5. 顧問 1名 (学校長がその任にあたる)

6. 会長 1名

7. 副会長 若干名 (内2名は支部長会議議長・教頭がその任にあたる)

8. 会計 若干名 (内1名は事務長がその任にあたる)

9. 監査 若干名

10. 幹事 若干名 (卒業年度別)

11. 支部長 各支部 1名 副支部長 若干名

12. 支部長会議議長 1名 副議長 1名

13. 編集委員 若干名

第7条 役員の任期は2ヶ年とする。但し、再任を妨げず。選出方法は下記の通りとする。

1. 会長及び副会長は総会で選出し、承認を経るものとする。

2. 名誉会長、名誉副会長並びに相談役は会長が推戴する。

3. 幹事は会長が委嘱し、幹事長(1名)幹事長代行(若干名)副幹事長(若干名)は幹事の互選により、会長が任命する。

4. 会計、監査は会長が委嘱する。

5. 正副支部長は支部会員の互選によるものとする。

6. 支部長会議議長・副議長は支部長の互選により、会長が任命する。

7. 編集委員は本部役員会の承認を経て会長が委嘱する。

第8条 役員の任務は下記の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。また、総会、各種役員会を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代理する。
3. 会計は本会の金銭の出納を掌る。
4. 監査は本会の会計を監査する。
5. 幹事は幹事会を組織し、会務を執行する。
6. 正副支部長は支部会を組織し、会務を執行する。
7. 支部長会議議長・副議長は、支部長会議を開催し、会務を執行する。
8. 編集委員は編集委員会を組織し、会務を執行する。

第9条 事務局に下記の係を置き、会長委嘱により事務処理にあたる。

1. 事務局長 1名
2. 庶務係 2名
3. 会計係 2名

第10条 本会には本部役員会を設け、顧問、会長、副会長、会計、幹事長、副幹事長、事務局職員をもって構成し、本会の企画運営にあたる。

第11条 本会には「金山」編集委員会を設け、委員長、若干名の委員をもって構成し、本会の広報事業を推進する。

第12条 本会には文化育英委員会及びスポーツ振興委員会を設け、委員長、副委員長、若干名の委員をもって構成し、太田高等学校の諸活動を後援し、事業発展をはかる。

第13条 本会は毎年1回総会を開き、必要に応じて臨時総会、幹事会、支部長会議、編集委員会、文化育英委員会、スポーツ振興委員会を開く。

第14条 本会の経費は下記の通りとする。

1. 入会金 10,000円
(卒業時に納入)
2. 終身会費 10,000円
3. 賛助金
4. 寄付金 隨時

第15条 本会の会計年度は1月1日より12月31日までとする。

第16条 本会の収支決算は毎年総会においてこれを報告する。

第17条 本会の会則の改正は総会の決議により行う。

第18条 本会の慶弔規定は別にこれを定める。

付 則 本会則は令和8年1月17日より施行する。